

静岡県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年7月5日

静岡県監査委員 渡邊 芳文
静岡県監査委員 山下 和俊
静岡県監査委員 良知 淳行
静岡県監査委員 阿部 卓也

監査対象機関	監査結果報告年月日
東京事務所	令和6年3月4日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件名 建設工事における不適切な契約事務 3 内容 東京事務所は、令和4年度に発注した職員住宅ユニットバス交換工事において、随意契約の見積合わせに際して、事前に仕様書、設計書等を作成せずに、業者から聞き取った見積金額を予定価格として設定していた。 また、支出負担行為何の起案等を、見積合わせの前に行っていた。 加えて、定められた様式の建設工事請書を徴していないなど、契約事務が不適切であった。	
【措置の内容】 当該事務処理について、担当した職員が建設工事の契約事務の経験が少なく、また、所属内でのチェック体制が整っていなかったため、誤りに気付くことができませんでした。 今後は、手続きに不備が生じないよう、職員に対して、財務規則、財産規則、財務会計の手引きなど、基本的な規則、規定等の理解や周知の徹底を図るとともに、業務を担当者任せにせず、複数の職員で書類を厳格にチェックし、再発防止に努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
工業技術研究所	令和6年3月4日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 薬品の不適切な管理 3 内 容 工業技術研究所は、取扱いに関し指定証が必要な試薬を、指定証の返納後も所有していた。	
【措置の内容】 本件は、法令に基づき、職員が平成24年8月から平成28年12月までの期間で覚せい剤原料研究者の指定を受けて研究に使用していた試薬を、指定の失効後の定められた期間内に譲渡又は廃棄せず、所内の保管庫で所持したままとなっていたことが、令和4年10月に実施した確認作業の結果、判明したものです。 事案の判明後は、取扱いについて県薬事課と相談し、静岡市保健所を通じて県薬事課に報告書を提出した後、令和5年2月に県薬事課による立入検査が行われました。その際、当該試薬の所有権を放棄するとともに任意で提出し、不適切な試薬の所持については解消されています。 発生の原因は、法令に関する理解不足、薬品管理規則遵守の不徹底、担当者異動時の引き継ぎ漏れにあることから、再発防止策として、職員を対象とした薬品関連法令に基づく薬品管理・安全セミナー（職員研修）を開催するとともに、薬品使用や管理体制等の見直しを行いました。 今後も、定期的に薬品管理・安全セミナー（職員研修）を開催し、法令に関する知識を深め、適正な薬品管理を徹底します。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津土木事務所	令和6年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 道路占用料の徴収誤り</p> <p>3 内 容 沼津土木事務所は、道路占用料の算定を誤り、平成30年度から令和4年度までの間、徴収不足60件1,692,440円、過徴収1件156,000円及び還付加算金1件3,100円を発生させた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、静岡県道路占用許可工作物の採寸方法が国や他県の採寸方法と異なるものについて、全国規模の大手通信事業者等が、国や他県の採寸方法と同様であると思い込んで許可申請したものを、担当者もその違いをよく確認せずに許可したことが原因で占用料の算定額を誤ってしまったものです。</p> <p>また、許可更新の際にも関係図面等の添付を省略できるため、当初許可時の誤りに気が付けな いまま許可更新を続けていました。</p> <p>時効成立していない過去5年間分の占用料徴収不足分に対する追加徴収と、過徴収分に対する 還付及び還付加算金の支払いについては、令和5年3月31日までにを行いました。</p> <p>今回の誤りの判明後、職場内研修による採寸方法の周知やチェックリストへの専用様式の追 加、起案文書に明示する専用のゴム印の作成を行い、審査の精度の向上を図ったところです。</p> <p>今後とも、職場内研修を継続し職員の専門度と熟度を高めつつ、業務改善研修への参加を通 じ、他の土木事務所と情報共有を図り、誤りの防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
清流館高等学校	令和6年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 授業料の口座振替における事務処理誤り</p> <p>3 内 容 清流館高等学校は、令和5年度第2期の授業料の口座振替において事務処理を誤り、96件の二重引落し処理を行った結果、82件4,059,000円の過徴収が発生した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、授業料口座振替における収入事務及び財務会計システムの操作における理解不足が原因です。</p> <p>本来は、財務会計システムのデータ検索メニューから口座振替請求内訳情報にアクセスし、登録内容を確認すべきところ、その事務処理を行っておらず、二重引落しが発生しました。その後、10月31日になり、保護者からの連絡により、今回の過徴収が発覚しました。</p> <p>これを受け、10月31日から11月2日にかけて校長、副校長及び事務長から該当保護者宛てに電話で経緯の説明と謝罪を行い、令和5年11月29日に82件全ての還付を完了しました。</p> <p>還付完了後、過徴収の原因となった事務処理誤り部分について、事務部内で改めて共有し、正しい処理方法を確認しました。</p> <p>今後は、事務部内で事務処理の流れや処理手順を共有するため、間違いが生じやすい処理について、チェックリスト等を活用し、複数人によるチェックを行うとともに、不明な点があれば、教育委員会事務局所管課や近隣所属に照会するなど、適切な会計処理に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
島田商業高等学校	令和6年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事における不適切な監督業務</p> <p>3 内 容 島田商業高等学校は、令和4年度に実施した昇降所棟屋上防水補修工事において、金属手すりの既存塗膜について、鉛、クロム等の有害物質含有試験の結果、基準値を超える鉛が含まれていたにもかかわらず、そのことに気付かないまま、塗膜くずの処分を完了した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本事案は、令和4年度に実施した工事において、基準を超えた鉛が含まれた塗膜くずを、一般の廃棄物と同様の方法で処分したというものです。本来は有害物質含有試験の結果を踏まえ、鉛やクロムを扱える処理業者を選定し、鉛含有の廃棄物として適切に処理すべきでした。</p> <p>発生原因として、監督員及び検査員が工事内容を詳細に把握していなかったこと、工事受注者から提出された試験結果報告の内容を十分に確認していなかったため、工事受注者の処理業者選定が不適切であることに気づくことができなかったことがあげられます。また産業廃棄物排出における知識の習得が不十分であったことも一因となっています。</p> <p>本事案の発生を受け、今後は工事を発注する前、設計の段階で工事内容を確実に理解し、さらに受注者決定後に、受注者と監督員及び検査員で工事内容を再確認する場を設けることにしました。また、報告書等提出書類を適正な時期に受理し、必ず複数人で確認すること、随時立会い等により施工状況を把握し、所属内で情報共有を図ることの徹底を職員に指導しました。</p> <p>これらの対応をルール化し、工事における適切な監督業務について、職員の意識を高め再発防止に努めます。</p> <p>また、工事施工に伴い発生する廃棄物を含め、産業廃棄物全般について、全職員が正しい知識を身に着け、適正な廃棄物処理に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松城北工業高等学校	令和6年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 生徒の個人情報の漏洩</p> <p>3 内 容 浜松城北工業高等学校は、生徒貸出用iPadを、教員個人のデータ保存領域（Googleドライブ）から生徒の個人情報（テスト素点及び評定）が閲覧できる状態のまま貸し出していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>令和4年度から5年度において、本校教員2名が、授業中に生徒用iPadを使用して生徒への操作説明や授業中に生徒が撮影した画像を取り込むために、自身のID・パスワードでログインしましたが、返却時にログアウトし忘れてしまいました。</p> <p>令和5年9月28日（木）、全校生徒に記名式アンケート等で聴き取りを行った結果、貸出用iPadで生徒のテスト素点や評定を見たことがあると回答した生徒はおりませんでした。また、テスト素点や評定を見たという噂を聞いたことがある生徒もおりませんでした。</p> <p>令和5年9月29日（金）、全校集会形式による放送で、校長が全校生徒に対して説明と謝罪を行い、同日、保護者に対して通知文及び学校一斉配信メールで説明と謝罪を行いました。</p> <p>令和5年10月2日（月）、生徒貸出用iPadを安全な運用方法が確立されるまで貸出禁止し、教職員は生徒貸出用端末を使用しない、教職員専用の端末を生徒に使用させないとのルールを設定するとともに、視認性の高いシール等を端末に貼り、そのルールを徹底しました。</p> <p>令和5年10月6日（金）、全教職員のGoogleアカウントのパスワードをリセットしました。</p> <p>令和5年10月20日（金）、教員個人のデータ保存領域（Googleドライブ）に保管した個人情報（テスト素点及び評定）に関わる平成30年度から令和4年度の卒業生等（転退学者を含む。）689名に対して通知文を郵送して説明と謝罪を行いました。</p> <p>令和5年10月31日（火）、「情報の取扱い」をテーマに緊急の情報セキュリティ研修会を実施しました。同日、職員会議にて全教職員対象の情報セキュリティチェックと、GoogleClassroom開設者及び掲示板開設者対象のセキュリティチェックを実施しました。以降、令和5年11月30日（木）、12月19日（火）、令和6年1月9日（火）、2月21日（水）、3月19日（火）の職員会議で、情報セキュリティチェックを実施しました。</p> <p>令和6年2月5日（月）、校内職員研修会にて「生徒の情報資産と機密性について」をテーマに情報セキュリティ研修を実施しました。</p> <p>今後は、個人情報の適切な管理を行うとともに、一月に一度、定期的に情報セキュリティチェックを継続し、再発防止に努めます。</p>	